

参加無料（申込制）
オンライン開催

令和5（2023）年度



愛知県ではSDGs達成に向けた取組を推進しています。

アスベスト対策 に関する講習会

アスベスト対策を強化するため、2020年6月に大気汚染防止法等が改正され、2022年4月からアスベスト事前調査結果に関する報告制度が開始されるとともに、2023年10月から「必要な知識を有する者」によるアスベスト事前調査の実施が義務付けられました。

そこで、改正された各法令の規制内容や事前調査における注意点などを説明する「**アスベスト対策に関する講習会**」をオンライン形式（録画配信）で開催しますので、是非ご参加ください。

なお、**参加費は無料**ですが、事前申込みが必要です。

■ 公開期間

2024年1月29日（月）10:30
～ 3月15日（金）17:00

■ 参加費

無料
（ただし、インターネット使用料及び通信費については自己負担です。）

申込期間：2024年1月29日（月）10:30～3月15日（金）12:00

■ 申込方法

「あいち電子申請・届出システム」よりお申込みください。

URL： https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=88349

スマートフォンからの申込みはこちら ⇒



お申込みいただいた方には、申込完了時にメールにて視聴方法を案内します。

※ 申込用Webページへのアクセスは、申込期間中のみ可能です。

■ 内容（全140分）

1 「石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正について」（約40分）

講師：愛知県環境局環境政策部水大気環境課・厚生労働省愛知労働局労働基準部健康課

2 「網羅的な事前調査について」（約85分）

講師：一般社団法人日本アスベスト調査診断協会 代表理事 もとやまゆきよし 本山幸嘉 氏

3 「フロン類排出抑制対策、水銀排出抑制対策、オフロード車からの排出ガス抑制対策について」（約15分）

説明：愛知県環境局環境政策部水大気環境課

■ 問合せ先・申込先

愛知県アスベスト対策協議会 事務局

愛知県 環境局 環境政策部 水大気環境課 大気規制グループ

TEL：052-954-6215（ダイヤルイン）

主催：愛知県アスベスト対策協議会、愛知県、名古屋市

事業者のみなさまへ

令和5(2023)年10月1日から、建築物の解体・改修工事を行う際は、資格者等による事前調査の実施が義務付けられています！

■ 事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）
- ④ 令和5(2023)年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

資格を取得するためには、**登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。**講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。

○厚生労働省ウェブサイト

講習会情報 | 石綿総合情報ポータルサイト
(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course>)

